

MICE 視察支援事業 支援金支払要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という）は、沖縄県内におけるMICEの開催を促進するため、視察に要する経費に対し、予算の範囲内で支援金を支払うものとし、その支払いに関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で対象とする「MICE」とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨旅行（Incentive Travel）、学術会議、国内外の学会・協会が開催する会議及びそれに準ずる各種会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）を指す。ただし、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）は支援対象外とする。

(支援対象)

第3条 支援の対象となる事業者（以下「支援対象事業者」という）は、MICEの主催者とする。

- 2 支援対象となる視察期間は、本事業実施年度の4月1日から2月28日の間に完了するもの。
- 3 支援対象となる視察人数は原則3名までとし、旅行社、PCO等を含むことも可とする。
- 4 支援対象となる宿泊日数は、1案件につき国内在住者は2泊以内、海外在住者は4泊以内とし、沖縄県外での宿泊日数は含まれない。
- 5 支援対象となるMICEは、次の各号の要件を全て満たすものとする。
 - (1) 開催期間が2日間以上であるもの
 - (2) 過去3年以内に本事業を利用しての視察実績がないもの
- 6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支援の対象としない。
 - (1) 政治目的、宗教目的又は営利目的であるもの
 - (2) 主催者が国、地方公共団体及びそれに準ずる団体であるもの
 - (3) 正式に沖縄開催を公表していないが、理事会等で既に内定しているもの
 - (4) 開催地の持ち回り制などにより定期的な沖縄開催が決定しているもの
 - (5) 展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）に属する案件であるもの
 - (6) 国、地方公共団体等から視察経費の助成を受けているもの
 - (7) 沖縄県による渡航自粛要請期間中に実施するもの

- (8) 本事業において既に申請を行い、支援金支払予定通知を受けているもの
- (9) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行をうけることがなくなるまでの者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）
- (11) 暴力団の構成員等の統制の下にない企業又は団体
- (12) その他、支援金を支払うことが不適切と判断されるもの

（支援金の支払額）

第4条 視察に要する費用のうち、交通費及び宿泊費相当額として、1人あたり2万円を支援する。ただし、1人あたりの当該経費が2万円に満たない場合は、実費額を支援する。

（支援金支払い申請）

第5条 支援金の支払いを申請しようとする者は、次の各号の書類をOCVB会長に提出しなければならない。

- (1) 支援金支払申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 視察経費予算書（様式第3号）
- 2 申請は視察実施予定日の10日前（土日祝日を除く）までとし、書類が不備なくOCVB本社の担当窓口へ提出されていることを要する。
- 3 視察実施後の申請は受け付けない。

（支援の決定）

第6条 OCVB会長は、前条の申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係る視察が適当であると認めるときは、支援金の支払い予定額（以下「支払予定額」という）を決定し、支援金支払予定通知書にてその旨を通知するものとする。

- 2 前項に定める支援金支払予定通知書に記載の額は、本事業の支払予定額を示すものであり、支払い額は実績報告書に基づいて決定するため、支払予定額とは異なることがある。
- 3 支援金支払予定通知書発行後、支払予定額を超えての支払いは、いかなる理由があっても行うことができない。

（支援金支払申請の取下げ）

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「支援予定事業者」という）は、支援金の申請の取下げをする場合は、速やかに取下げ届出書（様式第5号）をOCVB会長に提出しなければならない。

(事故の報告)

第8条 支援予定事業者は、支援予定事業者の責めによらない事由により、支援対象事業の完了が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第6号）により OCVB 会長に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(現場の調査)

第9条 OCVBは、必要に応じて支援対象事業の実施状況調査を行うものとし、支援予定事業者はこれに協力するものとする。

(実施報告)

第10条 支援予定事業者は、OCVB会長があらかじめ指定した日までに、次の各号の書類をOCVB会長に提出しなければならない。なお、期限までに提出されない場合、支援金を支払わないことがある。

- (1) 実施報告書（様式第7号）
- (2) 報告概要（様式第8号）
- (3) 搭乗券の半券(写し)又は搭乗証明書 往復分
- (4) 宿泊費の領収書(写し)
- (5) その他 OCVB が必要とする書類

(支援金支払いの額の決定)

第11条 OCVB会長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その報告に係る視察の実施結果が支援決定時の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支払うべき支援金の額を決定し、支援金支払決定通知書にて通知するものとする。

(支援決定の取消し等)

第12条 OCVB 会長は、支援金支払予定通知を受けた支援予定事業者がこの要綱の規定に違反したとき、支援金支払申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき、又は、第3条第6項の規定に該当するものと判断されたときは、支援の決定を取消することができる。

- 2 OCVB 会長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金の支払いが行われているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、OCVB会長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延長金を徴収するものとする。

(支援金の請求、支払い)

第13条 第11条に定める支援金支払決定通知を受けた事業者（以下「支援決定事業者」という）は、請求書（様式第10号）の原本を速やかにOCVB会長に提出しなければならない。

- 2 支援金の支払いは、支援決定事業者が指定する金融機関口座に日本円で振り込むものとする。
- 3 海外送金にかかる受取手数料は支援決定事業者の負担とする。

(催事情報の公開)

第14条 OCVB及び沖縄県は、支援事業の実績として、本事業により沖縄開催が決定したMICEの概要の一部（催事名、開催期間、開催場所、参加者数・内訳）を公表することができる。

(書類の管理)

第15条 支援決定事業者は、視察に要する経費について、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに視察を完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。
2 本要綱に定める提出書類（請求書を除く）は、原本の郵送もしくは電子メールによる提出とする。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年5月2日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年9月16日から施行する。
この要綱は、令和3年7月7日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。